

規定訂正確認の 差別発生！！

2 月 4 日、定例運転士訓練で中嶋助役が、規定の訂正確認において訓練受講 6 人中 1 人の運転士のみ確認し、あとの 5 人に関しては確認しないという差別確認が発生しました。

唯一訂正確認された 1 人の運転士は東海労組合員であり現在、大阪地方裁判所に不当なボーナスカットに対して労働審判を申し立て、裁判係争中の立場にあります。

今回の規定の訂正確認で当該組合員はキッチリ訂正をしていました。

では何故、中嶋助役はこの組合員のみ確認したのでしょうか？

現在係争中の裁判の中身にも中嶋助役が出ていることから、労働審判を申し立てた当該組合員に対する報復行為であると言っても過言ではないはずです！

この間、会社・管理者は添乗時、点呼時を中心に運転士本人が身に覚えが有る、無いに関わらず「注意指導」を非違行為としてあげ、ボーナスカット等人事査定に反映させてきました。

しかし、管理者の「注意指導」も対象の社員によって見たり見なかったり、「注意指導」したりしなかったり、ずさんでしかも恣意的で差別的なものです。

今回の訓練での規定の訂正確認だけとってみても、そのずさんで恣意的で差別的なことがよりハッキリわかりました。

管理者による、ずさんで恣意的で差別的な「注意指導」は直ちに止めよ！

草崎指導科長は中嶋助役の恣意的・差別的な確認行為に対して改めさせ、当該組合員に対して謝罪せよ！

規定類の訂正は労働時間外であり、会社は訂正にあたってはちゃんと時間を付けよ！